

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和2年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年12月22日

東広島市監査委員 水戸 晃
同 重河 格
同 加藤 祥一

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
政策企画部 情報政策課	令和2年11月5日 (東広監委第29号)	令和2年11月30日 (東広情第49号)
学校教育部 教育総務課	令和2年11月5日 (東広監委第29号)	令和2年11月30日 (東広教総第89号)

2 監査の実施期間

令和2年5月15日から令和2年10月21日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 政策企画部 情報政策課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 予算の執行状況 委託業務において、支出負担行為書の起票が遅れているものがあった。 予算の適正な執行管理を行う上で、支出負担行為書の作成は契約締結日に行うべきものである。予算規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。	支出負担行為の起票の遅れについては、契約日又は年度当初に起票する運用を徹底するとともに、3月に1回、契約と支出負担行為の確認を行い、再発防止策を講じた。

<p>2 契約事務</p> <p>(1) 契約関係書類の所在が確認できないものがあつた。</p> <p>文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。</p> <p>(2) 契約書に契約保証金の免除理由が記載されていないものや、契約保証金免除の適用条項が起案文書と契約書で一致していないもの、起案文書、契約書ともに適用条項を誤っているものがあつた。</p> <p>前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、契約規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>契約書の保管については、期間に応じて保管する場所を定め、契約関係書類一式をそのフォルダに保管する運用を徹底するとともに、文書引継ぎ、廃棄の際には2人以上で確認を行い、再発防止策を講じた。</p> <p>契約保証金の免除の運用については、契約保証金調書へ確認した旨の記入を行うように改めるとともに、契約書の記載内容、契約保証金の取扱いを2人以上で確認を行い、再発防止策を講じた。</p>
---	---

(2) 学校教育部 教育総務課

監 査 の 結 果 (指 摘 要 望 事 項)	措 置 の 内 容
<p>1 徴収事務</p> <p>学校敷地使用料等において、調定事務が遅れているものがあつた。</p> <p>前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、会計規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>2 契約事務</p> <p>契約書の所在が確認できないものがあつた。文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。</p>	<p>学校敷地使用料等の調定事務について、電柱などのように複数年にまたがって設置されているものについては、今後、年度当初に調定事務を行うよう改める。</p> <p>契約書については、保管場所の所在を係内で徹底するとともに、契約後、速やかに所定の保管場所に保管することとした。</p>